

第10回王寺町総合計画審議会(兼 総合戦略懇話会) 会議録

日 時	令和5年11月14日(火) 14:00~15:10
場 所	やわらぎ会館 3階 小会議室1
出席者	<p>委 員 中川幾郎会長(帝塚山大学名誉教授) (順不同) 直田春夫会長職務代理(NPO政策研究所理事長) 沖 優子委員(王寺町議会議長) 中井一喜委員(〃 議員) 黒田ゆかり委員(王寺町社会福祉協議会理事) 古林葉二委員(南都銀行王寺支店長) 佐野純子委員(王寺町観光協会アドバイザー) 長岡雅美委員(奈良テレビ放送株式会社代表取締役社長) 東中有紀委員(王寺町教育委員) 平岡秀隆委員(王寺町副町長) 森 正治委員(王寺町CIO補佐官) 池田満津子委員(町民公募) 横山奉典委員(〃)</p> <p>事 務 局 幸田総務部長、吉田政策推進課長、酒田総合戦略係長 (株)総合計画機構 今井氏、春田氏</p>
次 第	<p>1. 総合計画後期基本計画素案の修正について 2. その他</p>
<p>1. 総合計画後期基本計画素案の修正について 前回審議会からの修正箇所について事務局説明</p>	
会 長	<p>今回は、元々予備日ということであったが、パブリックコメントの前にもう一度修正の再確認をした方が良いのではないかとこのことで開催している。最終確認とあわせて、委員各自の総合計画に寄せる思い、メッセージをお聞かせ願いたい。</p>
委 員	<p>この後期基本計画が出来るまでのプロセスは、あまり人の目に触れていないので、色々な意見を反映したものであることをぜひ知ってほしいと思う。この計画を実効性のあるものにしていけるように議会でも取組を進めていきたい。</p>
委 員	<p>具体的施策18避難行動支援「役割分担」について、前回指摘したことで、地域の役割に「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定」のことは追記していただいた。しかし、住民の役割に「名簿情報の提供の同意に協力する」ことは追</p>

記されていない。平常時名簿への記載について、強制ではなく、「協力する」という表記ができないかということをご提案している。より多くの方に名簿への掲載にご協力いただくことで、平時の見守りにも使うことができるので、名簿情報の提供に、あくまで任意の協力ということで記載することはできないか。

最後の審議会の総括としては、素案を重ねて審議してきて、現状と課題がうまく集約されて読みやすくなっている。あとは努力されて達成されることを期待しているし、我々もできることは担っていかないといけない。

委員 具体的施策18 避難行動支援「役割分担」のところは、住民の中にもいろんな意見があって、パブリックコメントでも反響が多い部分ではないかと思った。この計画案に関するパブリックコメントへの対応について、役場の担当課の皆さんの作業は大変になると思うが、よろしくお願ひしたい。

委員 具体的施策27 母子保健のKPI「王寺町で子育てしたい親の割合」の目標値について、4か月児の親は98%に対し、3歳6か月児の親は100%で、この目標の違いは意図があるのか。

事務局 元々、どちらの目標値も第4次王寺町母子保健計画における目標値と合わせて98%に設定しようとしたが、3歳6か月児の親について、H29(2017)年の実績値(基準値)が98.7%と98%を上回っていたため、その上の目標として「限りなく100%に近づける」ことを目標値に設定したものである。

委員 この素案は、素晴らしい内容であるが、絵に描いた餅にならないように、地域に住んでいる隣近所の方や自治会、役場職員の方々と協力し合って、この町に住んでよかったとなるように実現していけたらいいと思う。

委員 具体的施策10 上下水道の具体的な取組「下水道供用開始区域の拡大」に記載されている、市街化調整区域について下水道供用開始区域の拡大を検討することには賛成。主に町南東部の調整区域を対象とした記述であると思うが、同じく市街化調整区域である藤井地区については、王寺町の西側にあつて地盤的に一番低い所にある。200戸くらいの大きなマンションも建っており、下水道化は困難ではないか。また、藤井地区を下水道化する場合、本町のポンプ場では能力が足りないのではと危惧するがどうか。

副町長 藤井地区の下水道については、過去から地域と協議してきており、いつでも下水道化できるように下水道事業認可区域に指定している。

何年か前にも地元から下水道化の要望があつた。

しかしながら、王寺町の他地域では、都市計画税をいただひており、調整区域で

下水道整備をするなら、それに代わる応分の負担がいるという説明をしたところ、それは負担できないということであったため、下水道化を行わないということで結論が出ている状況。

また、藤井地区にマンションが建っているが、そこは専用の合併浄化槽を管理組合で設置しており、公共下水道の整備をとば考えていない。

委員 藤井地区は調整区域なのに、なぜマンションが建てられたのか。

副町長 マンションについては、その場所に以前工場があつて、既存宅地の基準の中で建設されたものである。

委員 具体的施策26子育て支援の「子育て支援体制の充実」について、少子高齢化で子どもが減っていく中で、女性も社会進出して共働きが当たり前のようになっている。子どもの面倒を見てもらえないということも課題となっており、特に力を入れないと、日本全体に関わると思うのでお願いしたい。

具体的施策36「産業・雇用」の新規起業については、金融機関としても協力できることがあると思っている。町全体が活気づくようなことについて、我々としても取り組んでいきたいと考えている。

委員 回を重ねるごとに色々な意見が出て、修正は大変だったと思う。せっかく設定できた目標値なので、少しでも目標に達することができるように頑張っていたと思った。

委員 基本目標2「快適で暮らしやすいまちづくり」は、見た感じはハードに偏った感じを受けたが、実際に事業をする時はソフト的な要素が入ってくるのだろうと思う。ハードだけでは快適なまちづくりにはならないので、ソフト面の充実をしてもらえたらと思う。

基本目標5「人を育みみんなが学べるまちづくり」の数値目標「合計特殊出生率」2.1は野心的だ。奈良県の目標は、2030年が1.82、2040年が2.0。

今後は、子育て支援だけではなく、産み育てるその前の段階についても支援する方法を考えることも必要となってくる。産まれてからの支援についても、合計特殊出生率に影響が出ないことはないが、やはり王寺で育ててもらうためには子どもを産んでいただけるようにすることが大事だと思う。

全国的には出生率が2.3などの高い市町村も存在するので、そのような自治体を参考にして、王寺に住んで産んでもらえる取組を引き続き検討していただいたい。

委員 デジタル化の要素がたくさん盛り込まれているが、広報一つとっても、100%デジ

タル化をするのではなく、それぞれの人、自治会の実情に合わせて、色々な形で情報発信・情報収集ができることが重要だ。

何年か経つとデジタルネイティブの層が広がるのは確かであるが、従来の形のほうが活用しやすいということもあるので、何が何でもその形だけにはならないように、ニーズをくみ上げやすい仕組み、提供しやすい仕組みを考えていくことが必要である。

会長職務代理 全体的に、現状と課題、それから具体的な取組、役割分担と、非常に見通しよく整理できていて、わかりやすい計画になったと感じている。

具体的施策2「広報広聴・情報公開」の例えば現状と課題「広報広聴の充実」に記載の「あなたの声」や「タウンミーティング」「パブリックコメント」については、広報広聴の範疇を超えてとらえるべきで、参加参画の範疇に入るのではないか。

次回の総合計画を考える時は、「広報広聴・情報公開」の前か後に、参加参画の項目が必要だと思う。ただ単に意見を聴いて施策に反映するというだけでは、今の時代はそれだけでは弱い。参加参画していただく、それを後押しするような政策が必要になってくるのではないか。今期はこれでよいが、次期計画には、そのあたりを少し掘り下げる必要があるのではないかという感想だ。

会 長 先ほど、「住民の役割」について、「避難行動要支援者名簿」の掲載同意への協力を入れてはどうかということがあったが、そのことについて集中的に審議を行う。

事務局 前回会議の後に、担当部署と協議し、名簿への掲載に同意するか辞退するかということは、本人の意思を尊重している部分なので、個人の考え方を制限するような表現は、町の計画に掲載すべきではないという判断をした。

委 員 要支援者名簿については、自治会と協定を結び、平常時から地域に住んでいる要支援者を把握するという事で、自治会や自主防災会が動いてきた。平時には、掲載しないでくれという人を省いた名簿をもらう。避難所が開設されるような時には、災害対策基本法に則って、要支援者全員が掲載された名簿が配布される。

平時との名簿と違うため、どちらかに合わせてほしいとお願いしたことがあるが、なぜ掲載に不同意かという理由については、他人に知られたくない病気にかかっている方も多いと聞き、やむを得ないと感じた。判断の基準が難しい。

委員 「同意する」ではなく、名簿掲載に協力するという表現で、任意の協力を求めていくということ。役割分担に記載したところで、どこまでの効果あるか期待できないが、より多くの方に制度自体を理解していただくため記載できることが望ましい。これは前回から言っていることだが、「同意する」という強制ではなく、任意の協力なので、問題はないと思っている。

会長 協力の言葉の前に、本人同意を前提とした名簿情報の提供への協力というような書き方なのか。委員がおっしゃっていたような自分の情報を知られたくないと思っている人には、「名簿を利用管理する団体には義務が課されている、公共的責任があること」を伝えてはどうか。
地域の役割としても、情報が洩れるのは問題なので、避難行動要支援者名簿を預かることに関する研修を受けるといふ、個人情報管理者の責任で管理団体になることを書き加えるなどしてはどうか。
「具体的な取組」の「避難行動要支援者名簿活用に向けた働きかけ」か、「避難行動要支援者名簿の提供」のところに、「本人同意の上」と書き加えたら問題はなくなると思うが、担当課ともう一度協議してほしい。

委員 「本人同意の上」は、オプトアウトかオプトインか。具体的に書きすぎると、そのあたりの取扱いが微妙になる。さらっと「十分に意味を確認したうえで取り扱うことに努めます」という感じでないといけないのでは。

委員 王寺町では、避難行動要支援者名簿は、同意の意思を示すのではなく、断る人が意思を示すパターン(オプトアウト)だ。災害対策基本法で、災害時は全員の情報を提供できるが、平時から地域での顔の見える関係づくり、見守り活動のためには、一人一人が平時から協力していくということが前提となるので、役割分担に掲載できないかと言っている。

副町長 義務でも責務でもなく、住民が自分たちのために理解したうえで同意してもらえたらという意味で「住民の役割」に記載してはという提案だと理解している。ただ、総合計画という町の最上位計画の役割分担「住民の役割」という中での掲載になるので、非常に重みのあることだと受けとめられる危険もある。
委員が言われることは十分わかるが、担当課との協議の結果として、掲載することで住民の負担になってもよくないということから、このような形になった。掲載しないので住民に働きかけもしない、自治会に協力もお願いしないというわけではないので、そこはご理解願いたい。

会長 念のため、担当課にもう一度確認の上、確定してもらいたい。

会 長 皆さんの意見は今後の運用の中で生かしていくことになる。次のパブリックコメントの意見への対応についても、皆さんの意見をうかがうことになる。

総合計画は、旧地方自治法の2条4項では、基本構想は議決事項であった。基本構想は、10年とか15年間の長期の大綱で、この基本構想の下に基本計画があるが、前期5年後期5年と分けているところが多い。生駒市では、市長が変わったときに基本計画を一部修正したいとのことで、審議会で図った上で修正したということがあった。

総合計画の策定は、法律事項ではなくなったものの、自治基本条例もしくは独自条例上の最高規範計画となる。都市計画マスタープランや都市計画は、法律計画で規制力が強いが、規制力がない法律的裏付けがない総合計画の方が上位計画になる。任意計画の総合計画は、最高上位計画になり、法定計画である都市計画が中位計画になっている。最高条例がどのようにコントロールするかが問われる。

稚拙な自治体では、総合計画に書いてあることとその他の計画が一致しない、あるいはどうしても解釈できる総合計画をつくってしまう。そうすると総合計画は絵に描いた餅になる。

王寺町ではそういうことにはならないよう、一生懸命構想を策定しているときに、国の地方創生で総合戦略を先に作るようになった。総合戦略の方が中位計画だが、その後、その総合戦略と整合性のある総合計画をつくった。この総合計画は、規範的計画であり、記載されたことは守らないといけない、説明しないといけない。極めて拘束力が強い計画になっていく。法律事項でないからと軽く見てはいけない。

KPIは、達成の見込みのある自信の持てる数字を出してほしい。無理だと思えば変えるように審議会に諮問する。絵に描いた餅にならないための規制力を発揮する手法だ。総合計画は規範的計画、拘束的計画になった。それ以前は誘導的計画、理念的計画、昭和40年代の第1次基本構想の時代は、単なる理念的計画で、全国共通の総合計画、同じものができてきた。

王寺町では、住民の手作りで計画作りをしよう、地に足の着いた計画作りをしようというのがこの計画だ。県内では最先端を走る計画になると思う。

「現状と課題」の課題に対応しない取組を書いている自治体も多い。現状を分析し、取り組むべき方向がジョイントしていないと意味がない。この計画素案は整合が取れていると安心している。

多くの自治体の総合計画が議会、市民を含めたみんなの計画になっていない傾向があった。その原因は、取り組むべき中身が全部役所の仕事、防災も役所のやることになってしまっていたこと。個人自治、近隣自治、地域自治という住民自治があり、それでもクリアできないところが団体自治として

行政がバックアップするのが本来の構造だ。なんでもかんでも役所がやる、そんな計画を作ると住民は安心してしまい、役所がしないと文句を言うこととなる。

それでは行政計画であって、住民が参加する団体計画にはならない。この計画素案には、住民の役割、地域の役割、団体事業者の役割を、行政以外の役割を掲載している。全国的にも住民自治の役割を記載する自治体がだんだんと増えてきている。

今後、まちづくり基本条例に書かれている参画と協働の行動原則を生かしながら、この総合計画の中身を実現していく政策手法を開発していかなければならない。各項目に住民の役割、地域の役割が書いてあるので、役割が果たせるような住民団体の活動を開発しないといけない。

日本国政府は自分でできることは自分でというが、そうではなく、地域でしかできないことを地域でやる、その能力を開発することが大事だ。

災害時避難も判断するときには何が大事か、孤立しかねない避難行動要支援者の方々を地域の方々が遠回りであっても温かく見守る関係、言葉を交わすような関係、顔と名前はわかっているけど、プライバシーに立ち入らないような関係をつくる能力が必要だろう。

これから基本条例を使って参画・協働事業の開発に関する調査をしてほしい。奈良市でも生駒市でも取り組んでいるが、参画・協働事業で100近くある。

部局ごとにそのような事業を開発して、住民自治と団体自治のタイアップを太いものにしていく改革の作業が始まる。その手引きにこれはなっている。そういう趣旨で住民の役割が入っていることを理解してほしい。

2. その他

- ・今後のスケジュールについて 事務局説明

閉会

以上